

# これまでの議論を踏まえた検討の方向性(案)

---

令和2年12月10日

国土交通省 航空局

# 保安検査制度に関する考え方

## 背景・問題意識

- 国際的なテロ等の脅威は厳しさを増しており、航空機の安全運航や空港等の機能確保を支える航空保安の取組が一層重要。
- その取組は、航空会社、空港管理者、検査会社等の様々な関係者の活動により成り立っており、関係者間での有機的な連携を構築することが必要。
- その中でも、空港内の航空機と一般エリアの間にあるクリーンエリアは、多くの関係者が関わる区域であり、また、多数の旅客が混在するという性質を持つことから、その健全性確保の手段である保安検査が非常に重要。
- 一方で、保安検査については、昨今、持込制限品の未検出事案が相次いで発生するなど、トラブルが多発。背景として、保安検査に対する旅客の認識不足、検査員の人手不足、契約手続きに関する複雑な業界構造等の多くの課題が存在。
- このため、将来のインバウンド増大等を見据えるとともに、コロナ禍からの回復における航空産業の成長のボトルネックとならないよう、保安検査に係る諸課題の解決は喫緊の課題であり、制度的な見直しを含めた方策の検討が必要。
- 方策の検討にあたっては、空港の規模や運営のタイプに応じた多様な現状も踏まえ、段階的に実施することを視野に、短期／中長期の別に取り組むべき事項を整理することが必要。

## 基本的な考え方

- 航空機内への危険物等の持ち込み防止の前段階として、クリーンエリア入口での保安検査が円滑・迅速・確実に実施できるよう、保安検査の法律上の根拠を明確にし、実効性を担保する。
- 国の果たす役割の明確化も含め、保安検査に関わる様々な主体間の役割分担を明確化した上で、連携を強化する。
- 保安検査の量的・質的向上のため、先進機器の導入や検査員の質の担保に係る具体的な方策の検討を行い、必要な財源のあり方やその他の制度面での手当てについて検討する。
- 以下の時間軸を考慮して具体的措置を検討する。
  - 【短期的取組】: 法令・制度の改正等、速やかに検討及び実施するもの
  - 【中長期的取組】: 令和3年度以降も引き続き検討を行うもの

## 【短期的取組】

- ・前回会議までに整理した論点等を踏まえ、以下の方向性での制度的検討を進めることとしてはどうか。

### 考え方

- ◆ 国の責任をより明確化すべきではないかとの論点があるところ、これに応える必要
- ◆ 具体的には、国は、ハイジャック・テロ等の防止に関する基本方針を策定することを制度化
- ◆ 基本方針において、ややもすると多岐にわたる関係者の取組に委ねられていた保安対策に関し、現場における課題の解決や制度面での必要な手当等について、国が主導的に検討・調整を行うなど、主体的に全体マネジメントを行う役割を担うことを明確化する
- ◆ これらの役割をより具体的にし、状況の変化等に応じ柔軟に対応できるようにするため、基本方針で定めることが適当

## • 基本方針の策定

⇒以下のような内容を措置する方向で、検討してはどうか

- ✓ 国はハイジャック・テロ等の防止に関する基本方針を策定すること
- ✓ 基本方針では、国による施策(国が果たす役割や講ずべき措置)、空港管理者や航空会社等の関係者が講ずべき措置、関係者の連携強化等に関する基本的な事項を定めること
- ✓ 関係者は基本方針に基づき必要な措置を講じなければならないこと
- ✓ 基本方針に基づき、国は必要に応じて関係者への指導・助言を実施すること

# ① 保安検査の位置付けについて

## 【短期的取組】

- ・前回会議までに整理した論点等を踏まえ、以下の方向性での制度的検討を進めることとしてはどうか。

### 考え方

- ◆ 保安検査について法令において規定することにより、法的根拠を明確化
- ◆ 旅客に対する検査の強制力を持たせることにより、確実な保安検査を実施するとともに、旅客からのクレーム等の軽減を図る
- ◆ 機内への危険物等の持込みを禁止する現行規定(罰則付き)との関係も整理が必要

## ・ 保安検査に関する法律上の根拠の明確化

⇒ 諸外国の事例を参考にしつつ、以下のような内容を措置する方向で、法技術的な観点にも留意しつつ検討してはどうか

- ✓ 空港管理者はクリーンエリア(危険物等の持込みを制限する区域)を指定すること
- ✓ 旅客、空港従業員等に対し、クリーンエリア立入前の保安検査の受検を義務付けること
- ✓ クリーンエリアを通過しない場合でも、ハイジャック・テロ、その他の犯罪行為の防止の観点から、航空機搭乗前の保安検査受検を義務付けること
- ✓ 受託手荷物について、航空機搭載前の検査を義務付けること
- ✓ 検査の実施主体は、現状も踏まえつつ、空港の管理・運営状況等に応じて定めることができるようにすること(論点②の中長期的取組も踏まえ、できる限り柔軟な規定となるよう検討することが望ましい)
- ✓ 保安検査未受検でのクリーンエリア立入時の罰則を設定すること
- ✓ VIP(国賓等)等に関する一定の例外的な取扱いを設けること

## 【短期的取組】

- ・前回会議までに整理した論点等を踏まえ、以下の方向性での制度的検討を進めることとしてはどうか。

### 考え方

- ◆ 検査員の指示に従わない、検査員に対してクレームをつける、等の行為により、円滑かつ確実な保安検査が遂行されないことがある実態を改善することが必要
- ◆ 空港や航空機等をハイジャック・テロ等から守るための保安対策を実施する職員の業務に対して、旅客から理解・協力を得る体制・制度の構築が必要

- ・ **保安検査員等の保安に関する職員に対する業務妨害への対応**  
⇒ 以下のような意見があるところ、制度的に措置することが可能かどうか、刑法の業務妨害罪との関係等、法技術的な観点にも留意しつつ検討してはどうか
  - ✓ 旅客等に対し、保安対策に関する職員のとる措置に従うことを義務付けること
  - ✓ 職員の業務を妨げた場合に罰則を適用すること
- ・ **旅客等に対する制度の周知啓発**

# ①保安検査の位置付けについて

## 【短期的取組】

- ・前回会議までに整理した論点等を踏まえ、以下の方向性での制度的検討を進めることとしてはどうか。

### 考え方

- ◆ 航空局として、検査会社に対しては航空会社等を通じた指導・監督を実施しており、教育訓練や事案発生時の対策等の具体的措置は現場に委ねられている部分があった
- ◆ 他法令との関係も留意しつつ、国としての指導・監督体制を強化し、現場への関与を深める施策を検討

## ・ 国による検査会社への指導・監督の強化

⇒以下のような内容について制度的に措置する方向で、法技術的な観点にも留意しつつ検討してはどうか

- ✓ 国による報告徴収、立入検査、業務改善命令(※)の対象に検査会社を追加  
(※警備業法との関係も含めて検討を要する)

## 【中長期的取組】

- ・関係者の役割分担及び連携強化(論点②)に関する中長期的な検討も踏まえつつ、保安検査の着実な実施、強化等が図られるよう、保安検査の位置付け及び関連する制度について、必要な見直しを継続的に行っていくこととしてはどうか。



## ②保安検査に関する役割分担や連携について

### 【短期的取組】

- ・前回会議までに整理した論点等を踏まえ、以下の方向性で検討を進めることとしてはどうか。

#### 考え方

- ◆ 様々な主体間の役割分担を明確化した上で、国や空港会社等の関与を深めることも含め、連携の強化が必要

#### ・ 役割分担の明確化、連携の強化

⇒ 我が国全体の空港及び航空会社の保安レベルを一定の水準に維持・向上させられるよう、関係者間の有機的な連携を図る観点から、以下のような内容を措置する方向で検討してはどうか(論点①:再掲)

- ✓ 国はハイジャック・テロ等の防止に関する基本方針を策定すること
- ✓ 基本方針では、国による施策(国が果たす役割や講ずべき措置)、空港管理者や航空会社等の関係者が講ずべき措置、関係者の連携強化等に関する基本的な事項を定めること
- ✓ 関係者は基本方針に基づき必要な措置を講じなければならないこと
- ✓ 基本方針に基づき、国は必要に応じて関係者への指導・助言を実施すること

⇒ また、空港会社等の関与を深める取組として、当面まずは、一部の空港で導入されている事務委任について、他の大規模空港に展開を進めていくこととしてはどうか。その上で、より役割分担の明確化や連携強化を図る観点から、本論点②の中長期的取組にあるような取組を進めていくこととしてはどうか。



## ②保安検査に関する役割分担や連携について

### 【中長期的取組】

- ・現在我が国では、航空会社等が実施主体となり、検査会社に委託する形で保安検査が行われているところ、欧州をはじめ空港会社等が実施主体となって(検査会社に委託して)保安検査を行っている例が多く、また、一元的に検査を行うメリット(レーン運用の効率化、スマートエアポート化への寄与、検査品質の平準化等)が多いこと等も踏まえ、保安検査の実施主体をはじめとした関係者の今後の役割分担のあり方について、継続的に議論、調整を行うこととしてはどうか。
- ・その際、実施主体の変更を行うためには様々な課題(費用負担、賠償責任、保険、実務面での課題等)があることから、その解決方策について、今後、国が主導して早期に整理することとしてはどうか。

(検討が必要となる事項:例)

- ✓ 関係者間の役割と責任の明確化
  - 各者が負う責任や役割(例:検査に関する権限、損害賠償責任等)について、引き続き海外事例を精査の上、明確にする。
- ✓ 費用負担のあり方
  - 保安対策に関する費用負担について、実施主体が変更される場合の責任等の整理、財源面に関する検討(論点③)の状況等を踏まえつつ、適切なあり方について検討を行う。
- ✓ 保安検査の品質確保
  - 空港によって保安検査の実施主体が変わった場合であっても、検査の品質が社会情勢や経営状況によって左右されないよう、国の関与も深めつつ、施策を引き続き検討する。

### ③保安検査の量的・質的向上について

#### 【短期的取組】

- ・前回会議までに整理した論点等を踏まえ、以下の方向性で検討を進めることとしてはどうか。

#### 考え方

- ◆ 現場のニーズ等を把握しつつ、必要な施策及びそれらを実現するための方策を検討
- ◆ 財源面の検討にあたっては、役割分担の議論、コロナ禍の影響も踏まえる必要

#### ・量的・質的向上の検討

⇒現場の声も聞きつつ、量的・質的向上に資する施策の内容についての議論を深めるとともに、施策を実現するための財源のあり方やその他の制度面の手当が必要な事項について検討を進めることとしてはどうか

#### ・ 先進機器の導入

※ 措置の内容は基本方針に位置付け、国として指導・助言を実施。

- ✓ 先進機器の導入を引き続き推進するとともに新技術を用いた検査装置の導入を推進

#### ・ 検査員等の質の担保

- ✓ 教育カリキュラム策定等のソフト面の支援等の検討を開始、
- ✓ 検査員の処遇改善の検討を継続的に実施

- ・ 保安検査の人材確保・育成検討WG等の場を通じ、関係者のニーズを把握した上で検討を実施。

- ・ **保安対策の費用確保**  
(中長期的取組を参照)

(制度面の検討として)

- ・ 国による検査会社への指導・監督の強化(論点①)

### ③保安検査の量的・質的向上について

#### 【中長期的取組】

- ・ 財源面については、主体の議論(論点②)の状況や、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえつつ、現場ニーズの把握の上、取組に必要な費用を勘案し適切な水準となるよう、保安に係る費用負担のあり方について、海外の主要国では、受益者負担の考え方が一般的であることも踏まえつつ、検討を進めることとしてはどうか。
- ・ その他、量的・質的向上に資する施策について、検査員WG等の場も活用し現場の声を聞きながら、継続的に、必要な見直し等の議論や検討を進めていくこととしてはどうか。

## 【今後の検討の進め方】

- 各論点において中長期的な取組とされた事項については、その検討の進め方や方針等について、国が策定する基本方針に盛り込むとともに、本有識者会議 や検査員の人材確保・育成検討WG等の場を活用し、検討を進めてはどうか。